

令和2年9月に海難審判所で言い渡された裁決22件が、ホームページに掲載されました(令和2年11月)

| 区分 | 海難審判所(東京) 1件 1隻 | 地方海難審判所(函館2、仙台3、横浜4、神戸2、広島3、門司4、長崎2、那覇1) 21件 27隻 |
|---------|-----------------|--|
| 海難種類(件) | * 火災1 計1件 | 乗揚7、衝突6、衝突(単)4、死傷等2、転覆1、施設等損傷1 計21件 |
| 関係船舶(隻) | モーターボート1 計1隻 | 漁船8、モーターボート5、貨物船4、旅客船3、遊漁船3、引船2、油送船1、遊漁船1 計27隻 |
| 死傷等(件) | なし | 死亡1、負傷16 計17人 |

上記のうち、神戸、門司両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 大阪湾南部で、漁船がえい網している漁具と貨物船とが衝突した事例

漁船が、いずれ相手船が自船の進路を避けると思い、また、貨物船が、他の漁船や遊漁船に気を取られて漁船の進路を避けずに航行を続け、直前に互いに転舵して船体同士の衝突は避けたものの、漁船の漁具と貨物船とが衝突した

② 福岡県博多港で、モーターボートが干出浜に乗り揚げた事例

水深などを把握していなかった海域に向けて針路を定めた際、水路調査を十分に行わず、干出浜に向首進行した

* 海難審判所(東京)の火災事件は、保険金詐欺の目的による放火によって発生したもので、受審人の小型船舶操縦士の免許が取り消された事例

海難防止への
インフォメーション

② モーターボートA(11ト) 乗揚事件

(博多港内で、鵜来島南方海域の干出浜に向首進行して乗り揚げた)

【海難概要】 福岡県博多港第3区において、モーターボートA(11ト)、旅客14人乗船[定員11人],1人乗組)が、港内遊覧を終えてマリナーに帰航する際、鵜来島南方の干出浜に乗り揚げた

(関連情報)

- ・鵜来島南方海域は、*干出浜南縁が浅水域に接続して**全域が浅所**になっていた
- ・船長は、鵜来島南方海域を経由することを思い立ったが、**水深などの水路状況を把握していなかった**
- ・GPSプロッターの画面を拡大表示すると、干出浜を含む浅所が表示された
- *干出:最低水面と最高水面との間にある部分

【発生日時】

令和元年9月7日16時40分

【発生場所】

福岡県博多港第3区

【死傷者】

なし

【損傷等】

船底外板に擦過傷
両舷プロペラ翼曲損及び欠損
両舷プロペラ軸曲損

《原因》

A船: 鵜来島東方沖合で、同島南方海域に向けて針路を定めた際、水路調査が不十分で、拡張する干出浜に向首進行した

- ・船長は、水深などの鵜来島南方海域の水路状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターの画面を拡大表示として浅所の有無を確認するなど、水路調査を十分に行うべきであった

《背景》

- ・船長は、鵜来島南方海域の幅が広いので、中央付近であれば無難に航行できると思っていた
- ・当時、潮候は上げ潮の末期であった(干出浜の大部分は水面下になっていた)

【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

《懲戒》

